

## 亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し 並びに カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて（部会報告案の概要）

【亜鉛】平成 20 年 4 月に上乗せ条例及び生活環境保全条例の排水基準を強化したが、上乗せ条例の経過措置として電気めっき業の事業場に設定した暫定排水基準が、平成 25 年 3 月 31 日に適用期限を迎える。そのため、経過措置の見直しについて検討した。

### 大阪府域の水質の状況（平成 23 年度）

河川	生物 A 類型：環境基準点全 9 地点で環境基準達成 生物 B 類型：環境基準点全 69 地点中 64 地点で環境基準達成
海域	類型は指定されていないが、全環境基準点で 0.01mg/L（生物特 A の環境基準値）未満

### 事業場排水の状況（平成 21～23 年度）

#### 亜鉛暫定排水基準適用事業場（電気めっき業）

- 全 13 事業場中 10 事業場で一律排水基準値（2mg/L）超過データあり
- 全 13 事業場中 4 事業場で暫定排水基準値（5mg/L）超過データあり
- ※暫定排水基準値超過については、改善指導を実施。

### 基本的考え方

- これまで府域で行われてきた上乗せ条例及び生活環境保全条例による法に基づく排水基準の適用範囲の拡大の取組みが、府域における汚濁負荷の低減につながり、水質保全を図る上で重要な役割を果たしてきたことを踏まえ、可能な限り経過措置の適用を解除する。
- 府域の暫定排水基準適用対象事業場の排水実態を踏まえ、現時点において技術的に上乗せ基準を遵守することが困難な業種については、引き続き暫定排水基準を設定する。
- 適用される基準が強化されることとなる既設事業場に対しては、新しい基準を遵守するための諸準備に一定の期間が必要であることから、猶予期間を設ける。

### 電気めっき業に係る暫定排水基準の見直しについて

業種	上乗せ条例
	日平均排水量 30m <sup>3</sup> 以上
電気めっき業	5 mg/L

- ・平成 20 年 4 月 1 日時点の既設事業場（設置の工事をしているものを含む。）について適用
- ・適用期間：5 年間（平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

### （参考）審議経過

H24. 6. 20	大阪府環境審議会に諮問	（以下、予定）
H24. 7. 19	第 1 回水質規制部会	H24 秋 大阪府環境審議会へ部会報告、答申
H24. 8. 1		H25. 2 府議会に上乗せ条例の改正案を上程
～8. 30	パブリックコメントの受付	併せて生活環境保全条例施行規則を改正
H24. 9. 10	第 2 回水質規制部会	

【カドミウム】環境基準が毒性評価の見直しにより平成 23 年 10 月に改正強化され、法の排水基準の見直しに係る検討が予定されている。そのため、上乗せ条例及び生活環境保全条例の排水基準の見直しについて検討した。

### 大阪府域の水質の状況（平成 23 年度）

河川	全測定地点で環境基準達成
海域	全測定地点で環境基準達成

### 事業場排水の状況（平成 21～23 年度）

#### カドミウム排出等事業場

- 上水道水源地域の特定（法対象）事業場：全 5 事業場とも定量下限値（0.001mg/L）以下
- 上水道水源地域の届出（条例対象）事業場：存在せず
- 上水道水源以外の地域の届出（条例対象）事業場：  
全 3 事業場中 1 事業場で環境基準値の 10 倍の値（0.03mg/L）超過データあり

### 基本的考え方

- 上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として環境基準値と同じ値を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用する。
- 上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の一律排水基準を適用する。
- 生活環境保全条例で定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準を適用する。

### カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて

	上乗せ条例	生活環境保全条例	適用開始日
	特定事業場	届出事業場	
上水道水源地域	0.003mg/L	0.003mg/L	必要な手続きを踏まえて可能な限り早期に適用
上水道水源以外の地域	_____※	法の排水基準値と同じ	法の改正後の排水基準の適用に合わせて適用

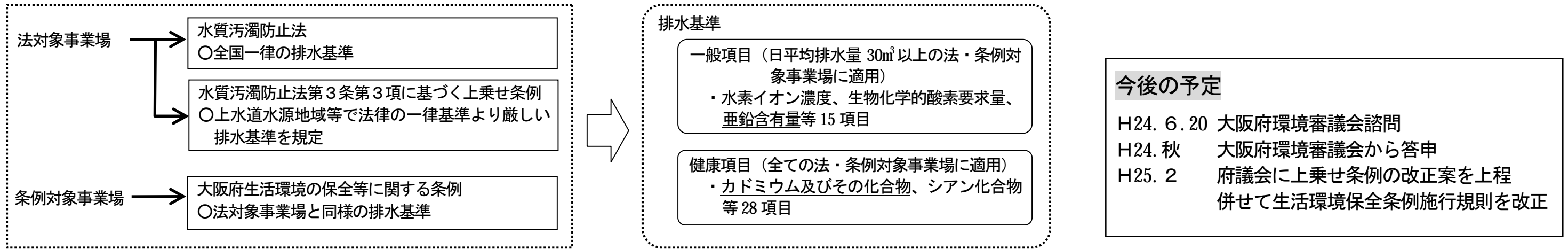
（※上乗せ条例の対象外であり、法の排水基準が適用される。）

- ・技術的に対応可能と考えられるため、暫定排水基準を設定する必要はない。

\* 上水道水源以外の地域の届出事業場に関して、法の排水基準値に採用されると想定される 0.03mg/L を超過した事例については、排水処理施設の不具合による一時的なものと考えられ、排水処理施設の維持管理の徹底により対応できると見込まれる。

「上乗せ条例」：水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例  
「生活環境保全条例」：大阪府生活環境の保全等に関する条例

(参考) 亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し 並びに  
カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて



今回検討する各物質の規制状況と見直し概要

	環境基準		排水基準			用途	毒性
	公共用水域		法対象事業場		条例対象事業場		
			水質汚濁防止法	上乗せ条例	生活環境保全条例		
亜鉛	河川：全類型 0.03mg/L 海域：類型毎に 0.02mg/L 又は 0.01mg/L	2 mg/L (日平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上)  〔※経過措置 (H28. 12. 11 まで) 暫定基準 5 mg/L (3 業種)〕	2 mg/L (日平均排水量 30m <sup>3</sup> 以上)  〔※経過措置 (H25. 3. 31 まで) 暫定基準 5 mg/L (1 業種) <今回諮問>〕	2 mg/L (日平均排水量 30m <sup>3</sup> 以上) (経過措置無し)	鉄、鋼のめっき、伸銅品、亜鉛合金ダイカスト、写真製版用亜鉛板、乾電池用亜鉛板の製造等		
カドミウム	0.01mg/L⇒0.003 mg/L (平成 23 年 10 月改定)	0.1mg/L  <今年度 中環 審で審議予定>	上水道水源地域 0.01mg/L  <今回諮問>	上水道水源地域 0.01mg/L その他の地域 0.1mg/L <今回諮問>	カドミ系顔料、ニッケル・カドミウム電池、合金、メッキ、蛍光体等	腎臓への障害、骨軟化症	

「上乗せ条例」：水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例  
「生活環境保全条例」：大阪府生活環境の保全等に関する条例

規制等に係る経緯

《亜鉛》	《カドミウム》
昭和 46 年 6 月 水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定	昭和 46 年 6 月 水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定
平成 15 年 11 月 水生生物の保全に係る環境基準の設定 (府域における類型指定 河川：18 年度→1 水域、21 年度→62 水域)	昭和 46 年 12 月 水質汚濁に係る環境基準の設定
平成 18 年 12 月 水質汚濁防止法に基づく排水基準の強化 (5→2mg/L) (10 業種に暫定基準 (5mg/L) を適用)	平成 23 年 10 月 毒性評価の見直しに伴う環境基準の強化 (0.01mg/L→0.003mg/L)
平成 20 年 4 月 上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく排水基準の強化 (5→2mg/L) (1 業種 (電気めっき業) に暫定基準 (5mg/L) を適用)	
平成 23 年 12 月 水質汚濁防止法に基づく排水基準の経過措置の見直し (3 業種 (金属鋳業、電気めっき業等) に引き続き暫定基準を適用。7 業種 (無機顔料製造業等) には一律基準 (2mg/L) を適用)	